

## 「平成30年北海道胆振東部地震災害義援金」の募集について

### 1 趣旨

平成30年9月6日に胆振地方中東部を震源とする地震により、大きな被害をもたらし、179市町村に災害救助法が適用されました。

北海道共同募金会は、これらの事態を憂慮し被災された方々の救援を目的に災害義援金の募集を実施致します。

### 2 義援金の名称

平成30年北海道胆振東部地震災害義援金

### 3 募集期間

平成30年9月12日(水)から平成31年3月31日(日)まで

### 4 義援金受入口座

#### (1) 郵便振替口座

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00170-8-635111	北海道共募 北海道地震災害義援金

※全国ゆうちょ銀行(郵便局)窓口からの振込手数料は無料となります。

#### (2) 指定銀行口座・名義 **※りそな銀行は9月14日(金)より受付可能**

金融機関	口座番号	口座名義
北洋銀行 道庁支店	(普)3587208	社会福祉法人北海道共同募金会 北海道胆振東部地震災害義援金口
北海道銀行 道庁支店	(普)0404433	社会福祉法人北海道共同募金会
りそな銀行 札幌支店	(普)1743486	福)北海道共同募金会

※上記3行(本・支店)窓口及びATMからの振込手数料は無料となります。(同行間での振込に限る。)

※りそな銀行の個人インターネットバンキング(以下、EB)からの上記りそな銀行口座への振込手数料は無料となります。

※埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行のATM及び個人EBからの上記りそな銀行口座への振込手数料は無料となります。

※みなと銀行、関西アーバン銀行窓口からの上記りそな銀行口座への振込手数料は無料となります。

### (3)現金書留による送金

(宛先)〒060-0002

北海道札幌市中央区北二条西7丁目 社会福祉総合センター4階

社会福祉法人北海道共同募金会

※宛名のところに「救助用郵便」と明記の上、送金ください。

※郵便料金免除期間:平成30年9月12日(水)から平成30年12月31日(月)まで

## 5 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当。

①各金融機関等での振込金受領証または、②「北海道災害義援金募集委員会」発行の領収証をもって税制上の優遇措置対象となります。

ただし、①の場合は、振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることを確認するため、社会福祉法人北海道共同募金会発行の「平成30年北海道胆振東部地震災害義援金募集要綱」も確定申告にあわせて必要です。

なお、北海道災害義援金募集委員会発行の領収書が必要な場合は、北海道共同募金会へご連絡ください。

## 6 義援金の配分方法

北海道共同募金会へお寄せいただいた義援金は、全額、北海道共同募金会においてとりまとめ、北海道や日本赤十字社北海道支部等にて設置する「北海道災害義援金募集委員会」に全額集約し、公正、適正に被災対象地域に配分いたします。